

2025年度

消費生活カレンダー

高校生
向け

大垣南

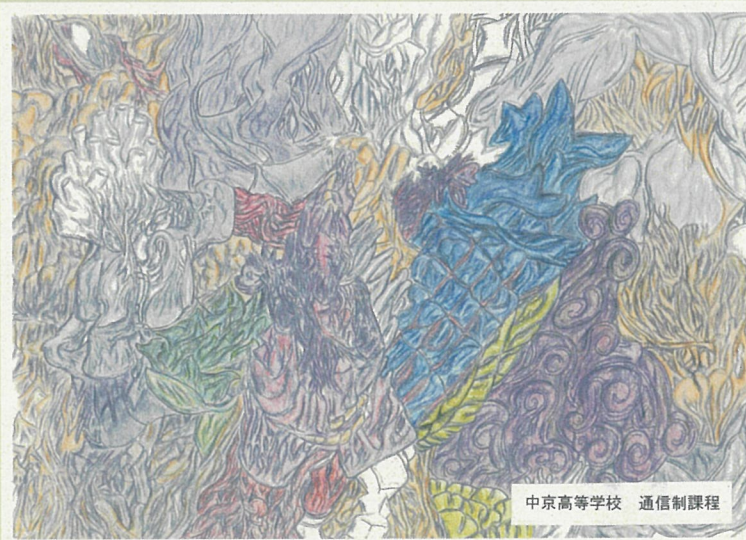
あなたも
狙われるかも

気をつけて！

高等学校



岐阜清流高等特別支援学校



大垣南高等学校・大垣商業高等学校・岐阜総合学園高等学校マルチメディア部・中京高等学校通信課程・岐阜清流高等特別支援学校の皆さんにカレンダーのイラストを作成していただきました！

また、「18歳で成人！かしこい消費者になるために」消費者啓発の標語募集の入選作品を各月ページに掲載しています。

岐阜県 保存版

18歳の誕生日を迎えた日から成年になります！

「成年」になるってどういうこと？

民法が定める

「成年」の年齢に達した人

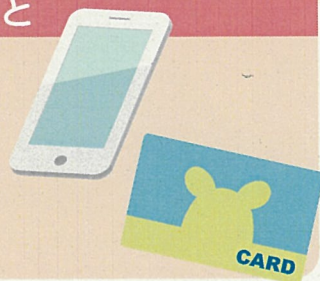
成年年齢引下げで

変わること・変わらないこと

18歳からできるようになること

◆保護者の同意なしで契約できる

- ・携帯電話の契約
- ・クレジットカードをつくる
- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
- ・ローンを組んで車を買う

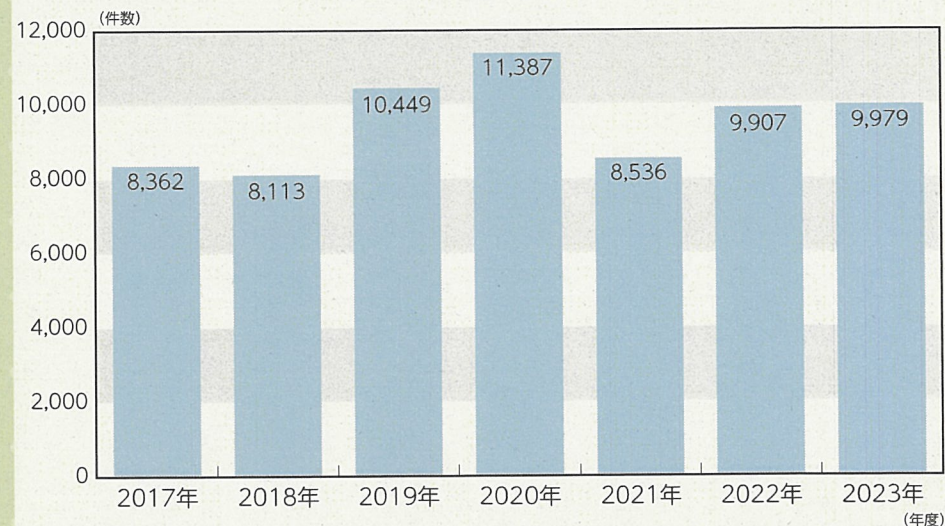


20歳からできるようになること (これまでと変わらないこと)

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇などの公営ギャンブル など



PIO-NET (注) における契約当事者が18・19歳の相談件数の推移



(注) PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) より

「18歳成年」から2年、消費者トラブル相談増加

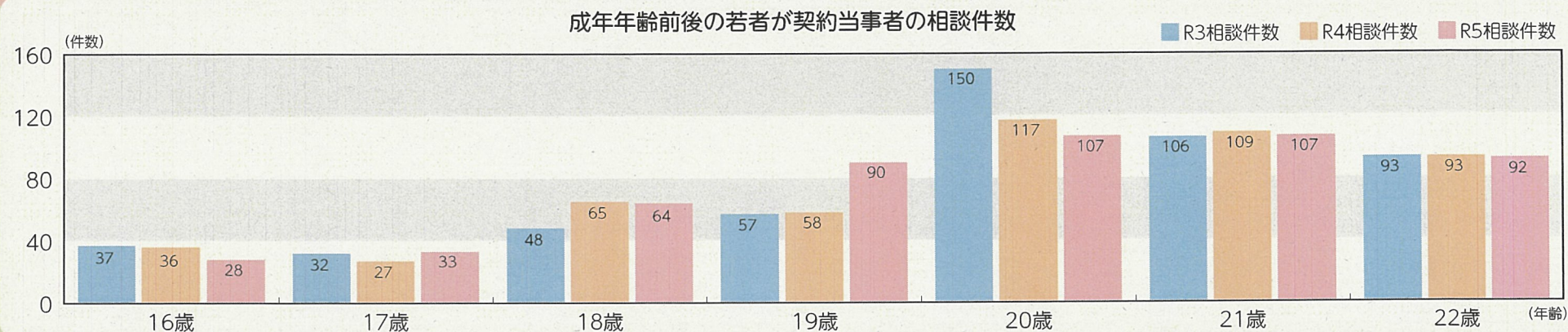
成年年齢が18歳に引き下げられてから2年以上が経過しました。

- ・18歳と19歳が契約者となっていた相談は全国で9,979件で、前年度と比べて微増しています。
- ・成年年齢が、2022年4月から18歳に引き下げられ、保護者の同意なしに様々な契約ができるようになった一方で、未成年であれば原則、あとから契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が使えなくなります。

「成年」となるとうなるの？

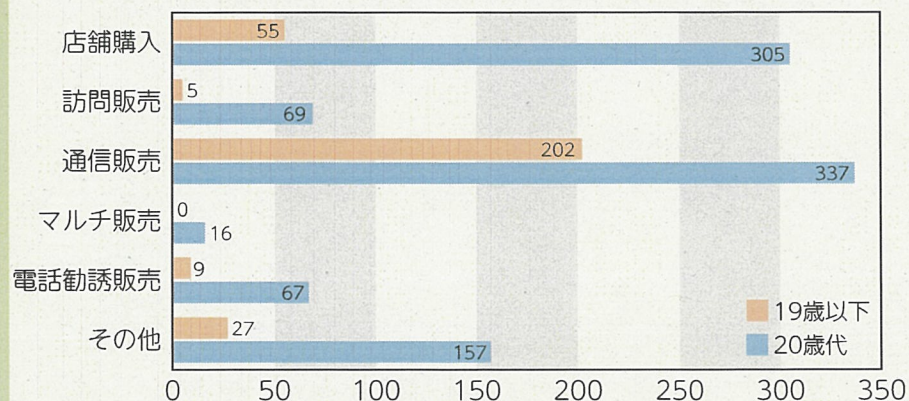
「成年」となると悪質商法のターゲットに！

悪質事業者は、社会経験が浅く、契約を取り消せない「新成人」を狙います。
成年年齢前後の消費生活相談件数を年齢別に見ると、20歳代は、相対的に相談件数が多いが、
18歳新成年の相談件数が前年同程度の相談件数であった。



みんなはどんなトラブルにっているの？

2023年度 販売購入形態別相談件数（岐阜県内窓口受付分）



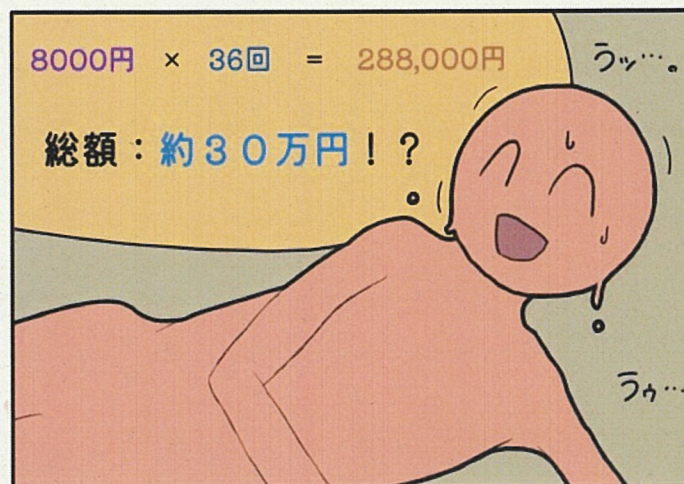
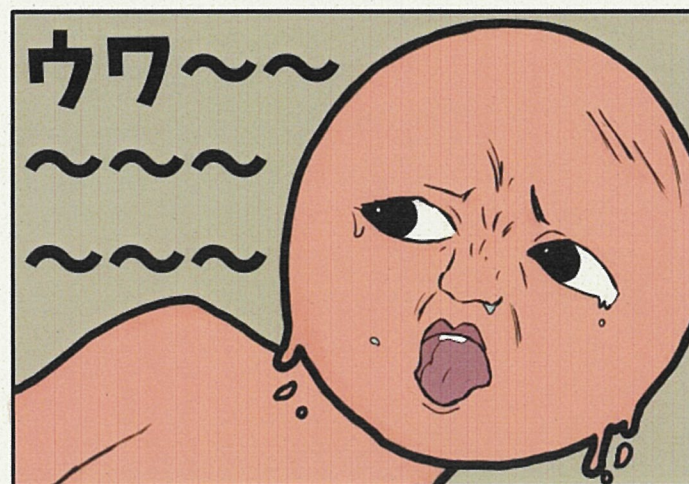
2023年度 契約者が18歳～19歳の相談内容・件数
【商品・サービス別】（岐阜県内窓口受付分）

順位	商品・サービス	主 な 内 容	R 5
1 位	他の教養・娯楽	オンラインゲーム、出会い系サイト等	20
2 位	内職・副業	情報商材などの内職・副業のトラブル等	14
3 位	自動車	中古車販売等	9
総 数			154

- 20歳代店舗購入での相談が増える！
- 19歳以下では、通信販売の相談が相変わらず多い！
- 20歳代で通信販売の相談が相変わらず多い！

エステラブル

気をつけて 初回無料の 甘い罠



※クーリング・オフ制度とは 一度契約をしてしまった後でも、契約書面を受け取った日から一定期間であれば、契約を解除することができる制度のこと。キャッチセールスや電話勧誘などは8日間、マルチ商法などは20日間の期間内であればクーリング・オフできます。

こんなトラブルに気をつけて

今年大学生になったばかりですが、数日前、駅でアンケートに答えてほしいとエステの勧誘にあった。部屋に連れて行かれ、無料のお試し券をもらって帰った。昨日、無料体験を受けた。月々いくらなら払えるかと聞かれ、8,000円なら払えるという会話から、36回払い、約300,000円のコースを申し込むこととなった。施術期間は、2年間で、体質浄化のダイエットプランが組まれ、詳しくは、次回にプランを考えようと言われ細かい内容は決めておらず、契約書面は書いていない。次回来店時に銀行口座と印鑑を持って来るように言われている。家に帰って冷静になると、高額であり、やはりやめておこうと思った。お店とは、SNSで繋がっており、SNSで解約することも可能なのだろうか。

(2022年度 岐阜県の事例を参照)

ポイント

- 月々の無理のないプランを提供することによって、高額ではあるが相手に安心感を持たせている。
- 「支払えない」と断っても、クレジットの分割払いなどを勧められ、断りに応じてもらえないケースも多いです。

アドバイス

- この場合は、期間が1カ月を超え、かつ契約金額が5万円を超えるエステの契約は、特定継続的役務提供に該当し、特定商取引上のクーリング・オフ制度(*)が適用できる契約である。
- クーリング・オフは、電子的方法でも可能になったので、「おっと！落とし穴」のクーリング・オフの書き方・出し方を参考にされると良い。
- 電子的方法の場合は画面をスクリーンショットされる等証拠を残しておくとう良い。

2025 3 March						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

2025 (令和7年)

4月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29 昭和の日	30	1	2	3

消費者ホットラインへ ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2025 (令和7年)

5月

2025 6 June						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12

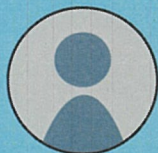
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

SNS 相手を過信は 落とし穴

A さん



スマホが壊れた次の URL に入って
<https://www★★.com/●▲■>

了解!!

Aさんと会話するには、
入会金を支払う必要が、
あります。

ぽちっ!

3000 円を支払う

Aさんの個人情報だから
30000円必要!?
それに話すためにも
20000円支払う!?



こんなトラブルに気を付けて

SNSで知り合った異性Aとネット上での会話で親しくなった。Aから「スマホが壊れたので次のURLに入って」と告げられた。Aの言葉に従って指定されたURLにアクセスしたら、そのサイトは出会い系サイトのような作りだった。そのサイト内でAと会話するためにはサイト内で販売されているポイントを購入しなければならないシステムになっていた。とりあえず入会金3,000円が必要だったので、サイト運営者が指定する口座に振り込んだ。すると、サイト運営者から「Aさんの個人情報なので30,000円が必要」と指示された。とても高額なので渋っていると、サイト運営者から入金確認後返金するからと告げられた。それなら良いと思い、指定された口座に振り込んだ。これでAさんと話ができと思ったら、さらに20,000円のポイントを買ってもらいたいと告げられた。やはり自分は騙されているのだろうか。

(2024年度 岐阜県の事例を参照)

ポイント

- サイト業者に雇われた“サクラ”が、異性などになりすまして消費者に近づきます。
- 消費者の様々な気持ちを利用してサイトに誘導し、様々な名目でポイントの購入を求めます。
- ネット上でポイント代金を決済するため、気付かないうちに高額なポイント費用を消化してしまうこともあります。

アドバイス

- 個人情報の交換のために費用が発生するようなら、サクラの可能性を疑い、怪しいと思ったらすぐに利用をやめましょう。
- トラブルになったときには、メッセージや支払いの記録が重要となります。サイトに消去されないうちに、スクリーンショットを撮るなど、自分の手元に記録が残るように工夫しましょう。

2025 5 May						
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7

2025 (令和7年)

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

消費者ホットラインへ ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2025 (令和7年)

7月

2025 8 August						
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 海の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

その値段 初回だけかも 要注意



こんなトラブルに気を付けて

ネットで腸活サプリを初回650円で注文した。次の商品発送10日前までに解約すれば定期購入を解約できると記載があったので、10日前に解約の電話を何度もいれているが、繋がらない。次の商品が届いてしまったら商品代金を支払わなければならない、どうしたらいいのかわからない。

(2023年度 岐阜県の事例を参照)

ポイント

- 初回は、無料または価格が安くなっていることが多い。
- 定期購入であることの表示が分かりにくい場合がある（表示文字が小さい、目立たない場所に記載がある。）
- 解決しようとしても、事業者につながることがある。

アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう。（返品、交換、定期購入などの条件）
- 解約の場合を確認し、電話連絡、ネットでの解約についても書いてある可能性があるため、よく確認し、根気よく対応してください。
- ケースによっては、2回目の商品をキャンセルする場合には、キャンセル料が発生する旨の記載もある可能性があります。その際には支払う必要も出てきます。

2025 (7) July						
日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9

2025 (令和7年)

8月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 山の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

消費者ホットラインへ ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2025 (令和7年)

9月

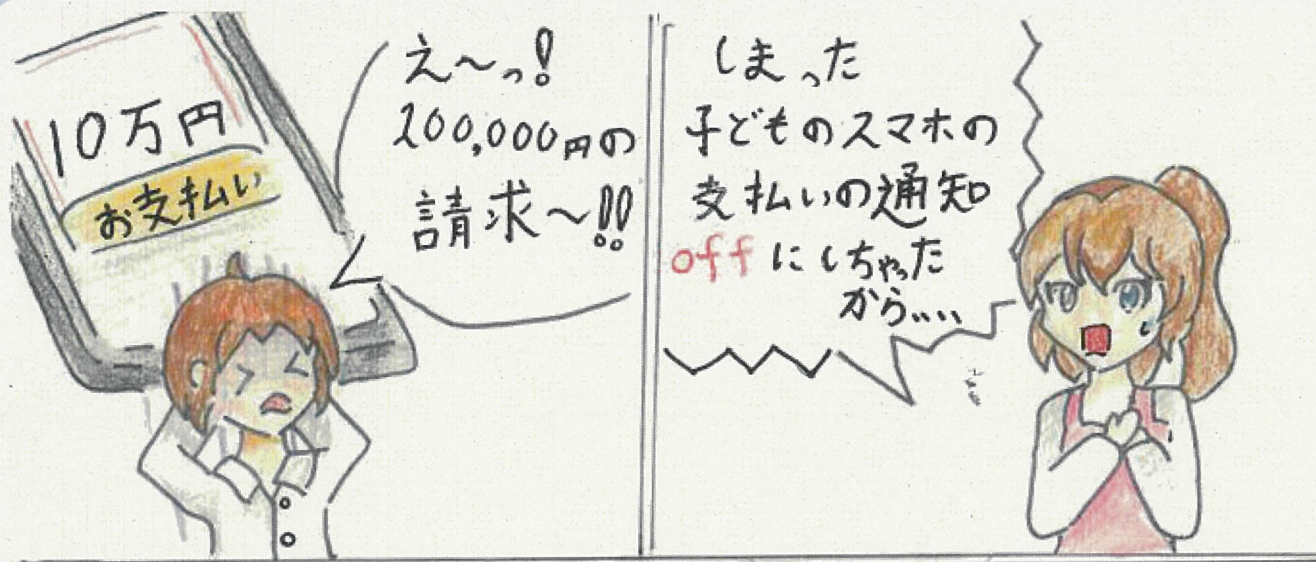
2025 (10) October						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 敬老の日	16	17	18	19	20
21	22	23 秋分の日	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

立ち止まれ 無意味な課金は 命とり



これから課金するときは、家の人に相談しよう...



キャッシュカードの管理、(パスワード等)に気をつけなきゃ、子どもが何に課金してるかしっかり確認しよう....



こんなトラブルに気を付けて

保護者のスマホが3週間ほど使えない期間があった。中1の子どもが、その間に自分のスマホを利用して10万円を超える課金をした。本来は子どもがゲーム課金すると保護者に連絡がくる形をとっていましたが、使用できない期間があったため、確認ができなかった。スマホを手元から離す前に、通知をオフにしていた。1回が1,000円から2,000円の範囲で、計60回、約100,000円であった。ゲームのプラットフォームに申し立てをしたが、受け付けないとの返答があった。未成年者の行ったことなので、未成年者取消ができないだろうか。

(2023年度 岐阜県の事例参照)

ポイント

- ゲーム課金の場合、キャッシュレス決済の場合が多い。キャッシュカードの管理(パスワード等)には、十分気を付ける必要があります。
- ゲーム課金履歴から、支払い決済ができてしまわないかを絶えず管理する必要があります。

アドバイス

- 未成年者が親の承諾を得ず、お小遣いの範囲を超えて行った契約は、未成年者取消ができます。
- ケースによりませんが、詳しい経緯と反省文、未成年者であることの証明書を送付することによって未成年者取消に応じてくれることもあります。

2025 9 September						
日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

2025 (令和7年) 10月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

消費者ホットラインへ ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2025 (令和7年) 11月

2025 12 December						
日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3 文化の日	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

気をつけて 不安につけこむ 灵感商法



こんなトラブルに気を付けて

最近、続けて不運に巻き込まれるケースにあい毎日が不安であった。そこで、Aさんは、インターネットでいろいろと検索し、幸運を取り付ける事ができるサイトを見つけた。そのサイトを通じて霊能者と絶えず連絡が取れ、開運のためのアドバイスがもらえるということで申し込みをした。初回¥8,000、毎月¥3,000を電子マネーで振り込むことにした。

数ヶ月後、友人たちの間でこのサイトのことが話題となり、全国で悪質商法として同じように騙されているという。

(全国の灵感商法事例から編集)



ポイント

- 「たたり」「霊」「運気」など証明のしようのないものを持ち出し、だれもが持つ「不安」や「悩み」につけ込んでいる。
- 「今やめるとさらに悪化すると」と相手の心理状況につけ込んでくる。そもそも自分から相談に行っているため被害者意識が薄く、本人が自覚するまで被害救済が行えず、解決が難しい。



アドバイス

- 何よりもまず、ご本人が騙されていることに気づく必要があります。被害にあったという自覚がなければ救済ができません。
- 場合によっては、クーリング・オフの適用、消費者契約法が適用されます。
- 消費生活センターに相談してください。

2025 11 November						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

2025 (令和7年)

12月

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

消費者ホットラインへ ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2026 (令和8年)

1月

2026 2 February						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 元日	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12 成人の日	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

不当請求トラブル

出てきても 騙されるなよ その表示



こんなトラブルに気を付けて

未成年の子どもがスマホでアダルトサイトを見ていたら突然、「登録ありがとうございました。」という画面になり、連絡先の電話番号が書かれてあった。どういことか分からないままその番号に電話した。

「会員登録されましたので、登録料として24時間以内に30万円支払うようにしてください。」と言われました。その時に子どもの住所、氏名、生年月日と保護者の氏名、携帯番号を聞かれたので話してしまいました。お金は支払えないと言いますと、書面で送るからと言われました。個人情報を知られましたが、どのように対応すればよいでしょうか。

(2023年度 岐阜県内の事例)

ポイント

- リンクやボタンをクリックしただけで、いきなり高額な請求画面・登録画面が表示される。
- アダルト情報サイトでのトラブルが多い。
- 解決しようとして事業者に連絡をするとメールアドレスや電話番号など個人情報を知られる危険も。

アドバイス

- 今回は、契約は成立していないので支払う必要はない。仮に契約が成立したとしても未成年者取消が可能である。
- 家族の個人情報を伝えてしまったようなので、しばらくは知らない番号からの電話やSMS等に注意してください。
- 今回のケースは慌てて相手に連絡をしてしまいましたが、事業者に連絡しないようにしましょう。

2026 1 January						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7

2026 (令和8年)

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 建国記念の日	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 天皇誕生日	24	25	26	27	28
1	2	3	4	5	6	7

消費者ホットラインへ ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2026 (令和8年)

3月

2026 4 April						
日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 春分の日	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

カレンダーの製作に ご協力していただいた 生徒さんたち

※カレンダー作成時点の学年を記載しています。

表紙



大垣南高等学校
2年生 稲葉愛友さん



岐阜総合学園高等学校
1年生 後藤麗羽さん



大垣商業高等学校
2年生 西脇 心さん



中京高等学校 通信制課程
2023年入学 中垣稜大さん



岐阜清流高等特別支援学校
3年生 星屋康丞さん

4月・5月



イラスト 中京高等学校通信制 2024年入学
作者 平田 大画さん

気をつけて 初回無料の 甘い罠

標語 大垣商業高校 3年生
作者 山口 明佳理さん

6月・7月



イラスト 岐阜総合学園高校 1年生
作者 村瀬 煌昇さん

SNS 相手を過信は 落とし穴

標語 大垣日大高校 1年生
作者 田中 煌大さん

8月・9月



イラスト 大垣南高校 2年生
作者 稲葉 愛友さん

その値段 初回だけかも 要注意

標語 大垣北高校 1年生
作者 安藤 綾さん

10月・11月



イラスト 岐阜清流高等特別支援学校 3年生
作者 星屋 康丞さん

立ち止まれ 無意味な課金は 命とり

標語 大垣日大高校 2年生
作者 森谷 智仁さん

12月・1月



イラスト 大垣南高校 2年生
作者 稲葉 愛友さん

気をつけて 不安につけこむ 靈感商法

標語 県立岐阜商業高校 3年生
作者 後藤 早矢香さん

2月・3月



イラスト 大垣商業高校 2年生
作者 近藤 瑠璃さん

出てきても 騙されるなよ その表示

標語 大垣北高校 1年生
作者 後藤 隆誠さん

消費者ホットライン

お住まいの市町村または県の消費
生活相談窓口につながります。

☎(局番なし) **188番** (いやや!!)

岐阜県県民生活相談センター

☎058-277-1003

発行/ 〒500-8570 岐阜市葦田南2-1-1

岐阜県環境生活部県民生活課

TEL: 058-272-8204 FAX: 058-278-2889

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

PRINTED WITH
SOY INK